

【表紙】

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 東海財務局長 |
| 【提出日】 | 平成 17 年 7 月 15 日 |
| 【会社名】 | 株式会社トラスト |
| 【英訳名】 | TRUST CO., LTD |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 バーグ ステファン クロスビー |
| 【本店の所在の場所】 | 愛知県名古屋市中区錦三丁目 10 番 32 号 |
| 【電話番号】 | 052(219)9024 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 高 森 弘 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 愛知県名古屋市中区錦三丁目 10 番 32 号 |
| 【電話番号】 | 052(219)9024 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 高 森 弘 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

1 【提出理由】

平成 17 年 7 月 15 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 ならびに第 280 条ノ 21 の規定に基づき、当社取締役、執行役員にストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しましたので、証券取引法第 24 条の 5 第 4 項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

- (1) 銘柄 株式会社トラスト第 2 回新株予約権証券
- (2) 発行数 3,000 個（新株予約権 1 個につき当社普通株式 1 株）
- (3) 発行価格 無償
- (4) 発行価額の総額 207,687,000 円
- (5) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 3,000 株

なお、下記により付与株式数（以下に定義する。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の発行数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。ただし、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額は、69,229 円（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日以降、当社が他社と合併または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- (7) 新株予約権の行使期間

平成 19 年 8 月 1 日から平成 22 年 7 月 30 日までとする。

- (8) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

新株予約権の質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、本新株予約権全部は行使できないものとする。

- 1. 新株予約権者が、商法第 254 条ノ 2 に定める取締役の欠格事由に該当することとなった場合。
- 2. 新株予約権者が、当社所定の書面により、本新株予約権の全部の返還または本新株予約権に関し、当社と締結する新株予約権割当契約の解除を申し出た場合。
- 3. 新株予約権者が、本契約書の規定に重大な違反をした場合

4. 新株予約権者が法令または当社の社内諸規則等に違反した場合

- (9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
1株当たり 34,615円

なお、(6)に定める1株あたりの行使価額が調整された場合の資本組入額は調整後の行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

- (11) 申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 1名 2,000個(2,000株)

当社執行役員 2名 1,000個(1,000株)

合計 3名 3,000個(3,000株)

- (12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第三条の三第二項各号に規定する会社の取締役、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

- (13) 勧誘の相手方と提出会社との取決めの内容

該当事項はありません。